

お取引先様 各位

平成 26 年 3 月 28 日

オーセン株式会社



消費者庁による措置命令について

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

2014 年 3 月 27 日に於いて、消費者庁（以下、「同庁」という）から『二酸化塩素を利用した空間除菌を標ぼうするグッズ販売業者 17 社（以下、「17 社」という）に対する景品表示法に基づく措置命令（以下、「措置命令」という）について』という公表（以下、「公表」という）がなされましたことを受け、弊社としては、念の為に下記のようにコメントを述べさせて頂きます。

記

同庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする行政機関（消費者庁及び消費者委員会設置法第 3 条）であり、二酸化塩素、もしくはそれの応用製品自体の効果等の是非を判断する行政機関ではありません。

よって、今回の措置命令に関しては、同庁から公表されている趣旨からも明らかな様に、もっぱら 17 社が自社の製品の宣伝広告として標榜している表現の方法、もしくは表現の内容、または表示する価格に関する景品表示法上の指摘を受けたものであり、製品そのものまたは効果に対して、措置命令等の指摘を受けたものではありません。なお、17 社の中に弊社または弊社製品の製造過程に関与する業者は、含まれておりません。

弊社の今後の取り組みと致しましては、今回の 17 社に対する措置命令を社内改善の契機として前向きに捉え、商品の表示に関しては、今後も引き続き不当表示とならないよう細心の注意を払って挑むべく、全社一丸となって取り組む所存です。

【消費者庁問合せ先】

消費者庁表示対策課

担当者：高畠、富澤、関口（敬称略）

電話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

以上